

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

○ 岡山県工事執行規則の一部を改正する規則  
 【規則】  
 （県例規集登載）

技術管理課

○ 令和六年度自衛官第八次募集（一般曹候補生）  
 【告示】

危機管理課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 道路の占用を制限する区域の指定

〃

○ 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分  
 【公告】

港湾課

○ 家畜伝染病の発生

畜産課

○ 公共測量の終了  
 【公告】

監理課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十四号

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県工事執行規則の一部を改正する規則

岡山県工事執行規則（昭和四十八年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「には」の下に「、建設業法第十九条第一項各号に掲げる事項のほか」を加え、同条中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号から第十五号までを削り、第十六号を第三号とする。

第二十一条中「（建設業法第二十六条第四項に規定する特例監理技術者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「同法第二十六条第三項ただし書」を「建設業法第二十六条第三項第二号」に改める。

附 則

この規則は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

◎岡山県告示第五百十四号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和六年度募集の要領は、次のとおりである。

令和六年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

1 日本国籍を有しない者

2 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者

3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和六年十二月一日から令和七年一月九日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査（WEB試験）

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和七年一月十六日から同月十八日までのうち、志願者本人が希望する日時

2 第二次試験 令和七年二月五日から同月八日までのうち指定する一日

七 試験場

1 第一次試験 受験者の任意の場所（スマートフォン、PC等を使用し通信環境を有する場所）

2 第二次試験

(1) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

(2) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

(3) 右記のほか設定する場合がある。

八 採用予定時期

令和七年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六―四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

◎岡山県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市成羽町星原字ナル二五四番地先から	高梁市成羽町星原字家ノ東二四六番二地先まで	旧	六・五 七・〇	一一五・〇
		新	六・五 二三・五	一一五・〇
高梁市成羽町星原字ナル二五四番地先から	高梁市成羽町星原字家ノ東二四六番二地先まで	旧	六・五 七・〇	一一五・〇
		新	六・五 二三・五	一一五・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 押淵皿線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
津山市種字清水七五〇番一地先から	津山市種字見物場四〇七番一地先まで	旧	七・二 一七・二	九〇四・〇
		新	八・六 二八・八	八九二・二
津山市種字清水七五〇番一地先から	津山市種字前田五八八番一地先を経て	旧	七・二 一七・二	九〇四・〇
		新	八・六 二八・八	八九二・二
津山市種字見物場四〇七番一地先まで	津山市種字清水七五〇番一地先から	旧	七・二 一七・二	九〇四・〇
		新	八・六 二八・八	八九二・二

令和6年11月26日 岡山県公報 第12655号

◎岡山県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三二三号	高梁市成羽町星原字ナル二五四番地先から 高梁市成羽町星原字家ノ東二四六番二地先まで	令和六年十一月二十六日
県道	神代勝山線	真庭市神代字清水一〇八一番三地先から 真庭市神代字堂ノ前一〇五〇番一地先を経て 真庭市神代字杉ヶ嶋九七四番一地先まで	

◎岡山県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	三三三号	高梁市成羽町星原字ナル二五四番地先から 高梁市成羽町星原字家ノ東二四六番二地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和六年十一月二十六日

◎岡山県告示第五百十八号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

令和六年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 放置自動車の種類、名称、形状、数量及び車両番号標

種類及び名称	形状及び数量	車両番号標
普通自動車 ホンダ	ステーションワゴン 一台	岡山五〇一そ・八五八二

二 条例第十六条第一項の規定による通知を行った日

令和六年七月三十日

三 放置されている場所

岡山市南区築港栄町地内 岡山港（福島地区）物揚場

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自動車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県備前県民局建設部岡山港管理事務所

岡山市中区新築港六一

電話番号 〇八六一二七七―五〇九六

〔五九七〕家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和六年十一月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

家畜伝染病の種類	ヨーネ病
家畜の種類	乳用牛
生年	平成二十九年八月五日
患者・疑似患者の区分	患畜
発生頭数	二頭
発生場所	笠岡市
発生年月日	令和六年十一月十九日

〔五九八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年十一月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市邑久町箕輪地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、現地測量及び路線測量）	測量の種類類
令和六年十月三十一日	終了年月日